

湖南省国民保護計画(素案)追加事項

頁	行		
1	3	第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	市は、日本国憲法第13条に定める住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務をあきらかに明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成について定める。
3	19	(6)国際人道法について	資料編に説明を掲載する。
8		(2)社会的特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・全人口に対する在留外国人の占める割合が5%と多い。 ・無差別大量殺人を行った教団の施設が、本市および隣接市に存在する。
22	14	6 ボランティア団体等に対する支援	<p>(1)として、「自治会に対する支援」を加える。</p> <p>「(1)自主防災組織等に対する支援」を(2)とし、「ふるさと防災チームに対する支援」に改める。</p>
44		他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	市役所機能が破綻し、麻痺した場合の代替え機能を確保する。
52		(6)高齢者、障がい者等への配慮	災害時要援護者の避難先について、関係自治体と協定を締結する必要がある。
56		第5章 救援	他の市町村からの受け入れ態勢(キャパシティ)について明記する。